

令和元年台風15号等により被災した住宅の 応急修理工事への支援制度の申請期限について



市 原 市 役 所
都 市 部 都 市 計 画 課

令和元年台風15号からの一連の災害により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

現在、市では被災した住宅の応急修理工事への支援制度の申請を受け付けておりますが、あらためて申請期限をお知らせしますので、申請を検討されている方は、お早めに申し込みください。

《申請期限》

申請の受付期限は令和2年9月30日です。

工事完了を確認する実績報告書の提出期限は令和3年2月26日です。支援制度を利用される場合は、それぞれの期限に注意してください。

《申請要件》

令和元年台風15号からの一連の災害により住家が損壊し、自らの資金で修理することができないこと等

※申請には、災害証明書の写し、外観及び被害状況が分かる写真が必要です。

① 応急修理制度（災害救助法）

支援対象：屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な応急修理

支援内容：大規模半壊・半壊：59万5千円以内

一部損壊（損害割合10%以上）：30万円以内

② 応急修理制度の上乗せ支援事業（千葉県独自支援）

応急修理のうち一部損壊（損害割合10%以上）であり、工事費150万円を超える場合は、超えた額の20%・最大20万円が上乗せで支給されます。

③ 被災住宅修繕緊急支援事業補助金

支援対象：屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な修繕工事

支援内容：工事費の20%・最大50万

※①の制度は市→業者へ、②・③の制度は市→被災者へ支給されます。

お問い合わせ：応急修理コールセンター

電話：0436-22-1115（直通）

※土日祝日を除く午前9時30分～午後4時00分

ウラ面は工務店の紹介に関する情報もございます。ご確認ください。

台風15号・19号および大雨により住宅に被害を受けた皆様へ

修理工事を請け負う 工務店を紹介します

例えばこのようなことでお困りの方、ぜひご相談ください！

Case
1

お住まいの住宅の
修理を必要とする方



Case
2

修理をしたいが
工務店が
見つからない方



Case
3

修理がいつになるか
分からない方



その他、住宅の修理や工務店でお困りの方

こちらまでお気軽にご相談ください！

一般社団法人 全国木造建設事業協会千葉県協会



0120-029-289

電話受付 / 月曜～土曜 9:00～16:00 (日祝休)

- 全木協千葉県協会に登録している千葉県下の工務店の中からご紹介
- 補助金や交付金用のお見積り作成にも対応

※この窓口は「国土交通省住宅市場整備推進等事業費補助金」により運営されています。



内閣府



国土交通省



千葉県

千葉県マスコットキャラクター チーバンくん